

宮城県海岸保全施設長寿命化計画

令和 8 年 3 月

（第 2 版）

宮城県土木部河川課

変更等の改訂履歴

版数	改訂年月日	項目	改訂内容	理由等
初版	R6.2	■策定	■計画の概要 ■点検結果・防護機能評価 ■点検に関する計画 ■修繕等に関する計画	新規策定（陸上施設） ・堤防・護岸等 ・水門・陸閘等
第2版	R8.3	■改訂	■計画の概要 ■点検結果・防護機能評価 ■点検に関する計画 ■修繕等に関する計画	新規策定（沖合施設） ・離岸堤等
		☐ 改訂 ☐ その他	☐ 計画の概要 ☐ 点検結果・防護機能評価 ☐ 点検に関する計画 ☐ 修繕等に関する計画	
		☐ 改訂 ☐ その他	☐ 計画の概要 ☐ 点検結果・防護機能評価 ☐ 点検に関する計画 ☐ 修繕等に関する計画	
		☐ 改訂 ☐ その他	☐ 計画の概要 ☐ 点検結果・防護機能評価 ☐ 点検に関する計画 ☐ 修繕等に関する計画	
		☐ 改訂 ☐ その他	☐ 計画の概要 ☐ 点検結果・防護機能評価 ☐ 点検に関する計画 ☐ 修繕等に関する計画	
		☐ 改訂 ☐ その他	☐ 計画の概要 ☐ 点検結果・防護機能評価 ☐ 点検に関する計画 ☐ 修繕等に関する計画	

目 次

1	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	海岸保全施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	長寿命化計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	海岸保全施設の長寿命化計画について・・・・・・・・	P 5
4－1	海岸保全施設の分類	
4－2	対策における基本方針（優先順位の考え方）	
4－3	対策工法等	
4－4	新技術の活用方針	
4－5	費用の縮減に関する方針	
5	海岸保全施設の点検及び維持管理方針・・・・・・・・	P 7
5－1	日常的な維持管理	
5－2	定期点検	
5－3	健全度評価	

1 計画の位置付け

気候変動の影響等により、気象災害が頻発化・激甚化する昨今、予防保全型の維持管理により、海岸保全施設の長寿命化を図ることで、海岸保全施設の背後地を津波・高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要となっている。

本計画は、県が管理する建設海岸において、「予防保全」の考え方を導入し、海岸保全施設の長寿命化を図るため策定したものであり、海岸管理者が将来にわたって適切に維持管理を実施するための基本的な方針を示すものである。

なお、海岸保全施設長寿命化計画は、地区海岸毎の個別施設計画として策定されており、背後地や施設の利用状況等を踏まえ、点検や修繕に関する計画等を定めている。

2 海岸保全施設の現状

海岸保全施設長寿命化計画は、県が管理する建設海岸のうち、71 地区海岸で策定しており、海岸保全施設ごとの内訳は下表のとおりである。

図 2.1 建設海岸における海岸保全施設の内訳（R8.3 時点）

施設 種別	陸上施設		沖合施設				合計
	堤防、護岸、 胸壁	水門、陸閘、 樋門、樋管	離岸堤	人工リーフ	突堤 ヘッドランド	砂浜	
施設数	67 海岸	169 基	34 基	9 基	14 基	0	293

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災後、海岸保全施設の整備により施設数が増加したほか、多くの水門・陸閘を自動化・遠隔化することに伴い維持管理に要する費用が増加しており、被災地域における特有の課題となっている。

今後、維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りつつ、津波・高潮等の外力に対する所定の防護機能を持続的に確保していくためには、ライフサイクルコストマネジメントの考え方に基づく予防保全型の維持管理が重要となる。

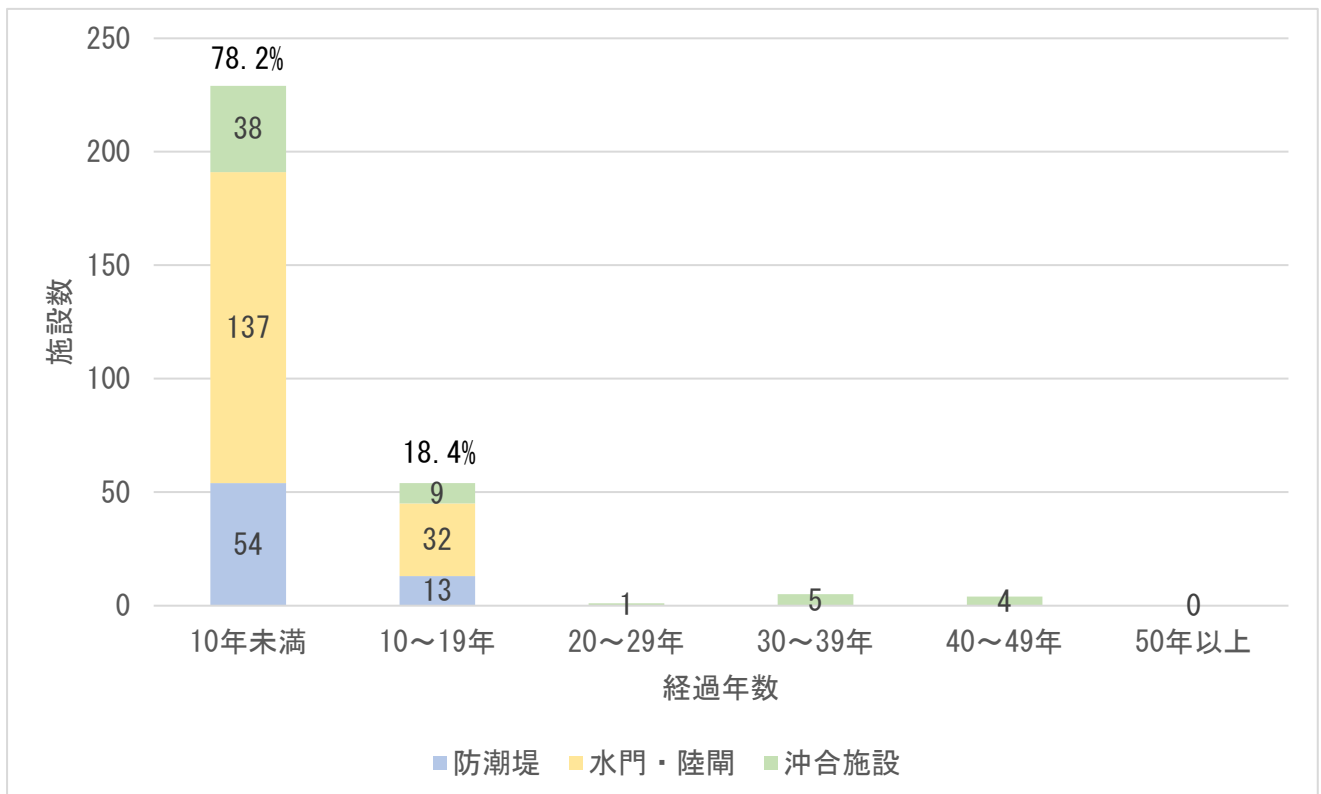


図 2.2 経過年数と施設の関係（R8.3 時点）

 堤防（州崎地区海岸）	 陸閘（亀山磯草地区海岸）
 消波堤（横須賀地区海岸）	 水門（谷川地区海岸）
 離岸堤（中島地区海岸）	 人工リーフ（大谷地区海岸）
 突堤（菖蒲田地区海岸）	 ヘッドランド（山元地区海岸）

表 2.3 代表的な海岸保全施設

3 長寿命化計画の基本方針

巡視（パトロール）や定期点検により構造物の防護機能及び性能を適切に把握・評価し、構造物の劣化予測等を行い、ライフサイクルを通じて、所定の防護機能を確保することを目標に、ライフサイクルコストの縮減と各年の点検・修繕等に要する費用の平準化を図る。

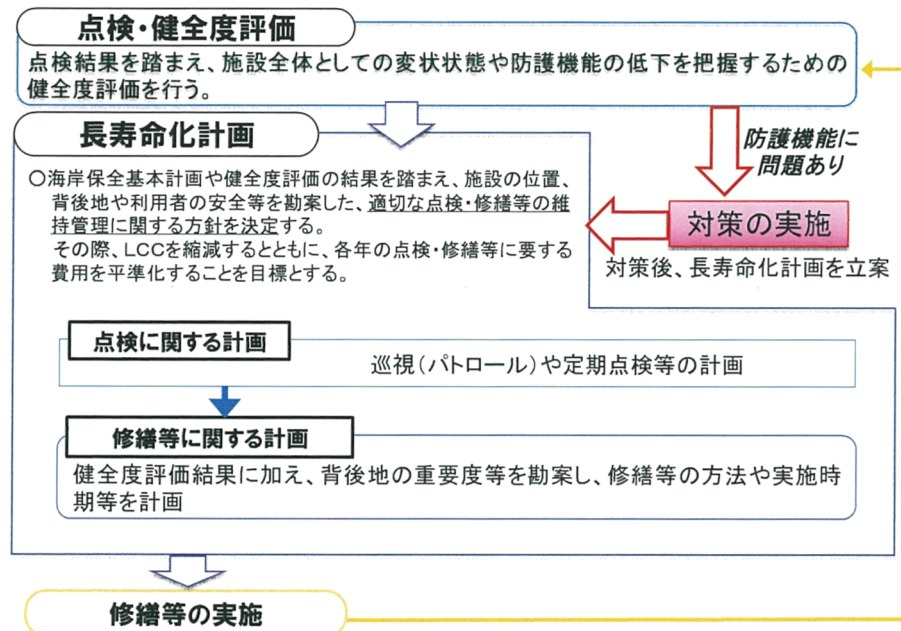


図 3.1 長寿命化計画の全体像

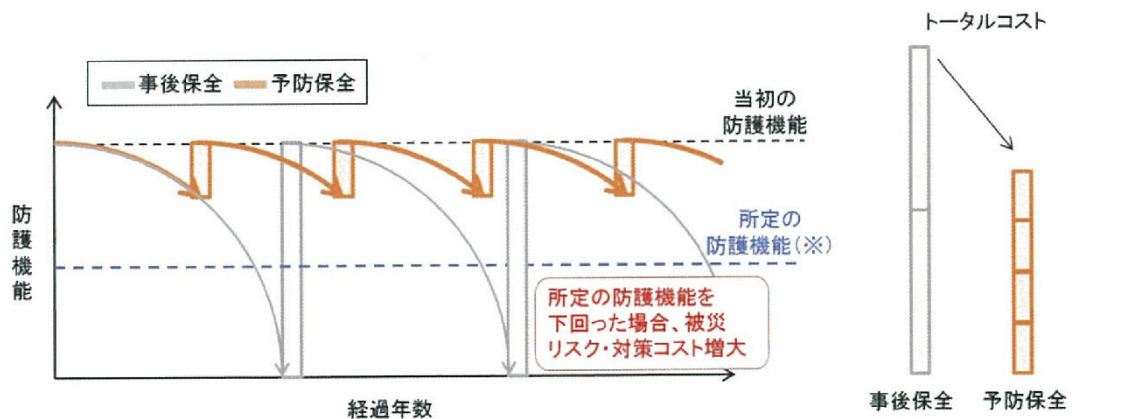


図 3.2 予防保全型の維持管理の概念図

4 海岸保全施設長寿命化計画について

4-1 海岸保全施設の分類

本計画では、対象とする海岸保全施設の土木構造物部分と設備部分の点検頻度や評価基準等の違いを考慮し、以下のとおり「土木構造物」と「設備」に分類する

- ① 土木構造物
 - ・堤防、護岸、胸壁（以下「堤防・護岸等」とする。）
 - ・離岸堤、人工リーフ、突堤、ヘッドランド（以下「離岸堤等」とする。）
 - ・水門、陸閘、樋門、樋管（以下「水門・陸閘等」とする。）の土木構造物部分
- ② 設備
 - ・水門・陸閘等の設備部分

4-2 対策における基本方針（優先順位の考え方）

長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理は、対象施設の健全度がB又はCランクと評価されたときに対策を行うものであるが、海岸保全施設の現状を鑑みれば、所定の防護機能が確保されていない健全度がAランクと評価された施設について優先的に対策を実施することが基本となる。

ただし、背後地の状況や予算の制約等を踏まえた効果的・効率的な維持管理を行うためには、以下のような考え方も組み合わせながら進めることが肝要である。

- ①健全度評価がAランクの施設が複数ある場合には、その中でも優先順位をつけて対応すること。
- ②健全度評価がAランクの施設に対策を講じる際に周辺の健全度評価がB又はCランクの施設の対策を併せて講ずること。

4-3 対策工法等

（１）土木構造物の対策

対策工法の選定は、対象施設の変状の種類や程度を踏まえ行うものとする。複数の対策工法がある場合には、防護・利用・環境等の便益を考慮した上で、ライフサイクルコストの観点より最適な工法を選定する。

（２）設備の対策

設備の更新は、修繕による機能維持あるいは機能復旧できなくなったと判断される設備、装置、機器に対し、点検結果あるいは健全度評価に応じて適切な内容で、かつ計画的・効率的に実施する。

また、水門・陸閘等の統廃合は、津波襲来時の安全な閉鎖に加えて、維持管理費の削減にも有効であることから、装置や設備の更新時期等に積極的に検討する。

(3) 応急処置等

点検の結果、明らかに防護機能が確保できていない施設や利用者の安全性等に影響を与えるような変状が確認された場合には、改良、修繕等による対策を行う前に、速やかに応急処置や安全確保措置等を講じる。

4-4 新技術の活用方針

- (1) 海岸保全施設は、海象条件や施設の利用状況等の影響を受けるほか、施設延長が長く、部材が水中または土中にある場所もあり、陸上目視が困難であることから、点検診断においては、効率性、客観性を重視し、新技術の活用を積極的に検討する。

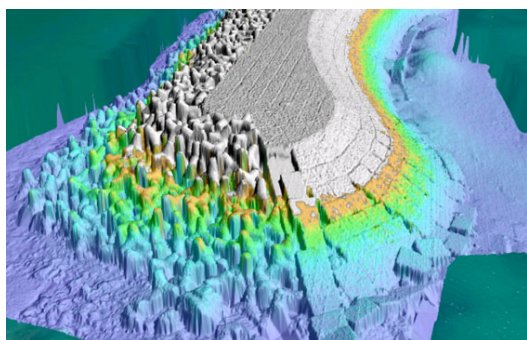


図 4.1 UAV レーザ測量による沖合施設の現況評価

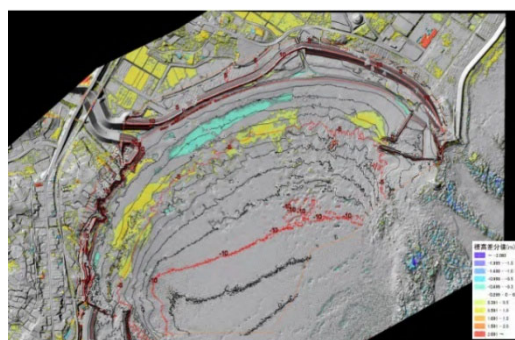


図 4.2 航空レーザ測深による汀線変化の確認

- (2) 産学等において開発が進められている新技術については、新技術情報提供システム（NETIS）や国土交通省インフラメンテナンス情報（社会資本の老朽化対策情報ポータルサイト）等により情報収集することができる。これらの新技術について、技術の適応性や得られる結果の精度等を踏まえて積極的に活用する。

4-5 費用の縮減に関する方針

- (1) 海岸保全施設は、変状連鎖の進行により最終的には機能喪失に至ると考えられる。堤防における吸出しによる変状を例にとれば、目地部、打継ぎ部の変状等に伴う海水等の流入による堤体土砂の吸出し・空洞化により、堤体の沈下から堤体の破損、堤体の破堤へと進行していく。そのため、変状連鎖の進行状況に対応し、適切な対策を講じる必要がある。
- (2) 定期点検や修繕等に要する費用は、長寿命化計画に基づき計上する。

5 海岸保全施設の点検及び維持管理方針

5-1 日常的な維持管理

(1) 巡視パトロール

土木構造物を対象に、施設の防護機能、背後地や利用者の安全に影響を及ぼすような新たな変状箇所等の発見を目的として3回／年以上実施する。定期点検等において確認された重点点検箇所（地形等により変状が起こりやすい箇所、実際に変状が確認された箇所等）の監視も行う。

(2) 臨時点検

臨時点検は、地震、津波、高潮、波浪等発生後に、施設の防護機能に影響を及ぼすような変状の発生の有無を把握するために実施する。実施基準は表 5.1、水門、陸閘等の点検項目例は表 5.2 のとおりとする。

表 5.1 海岸保全施設の臨時点検実施基準

	地震	津波		高潮			波浪	
	震度 5 弱以上	注意報※2	警報	注意報	警報		注意報	警報※2
宮城県	○	○	○	×	●※1	○	×	○

○：解除後巡視（夜間の場合は夜明けから）

●：発表前巡視

×：巡視なし

※1 水門・陸閘等の確実な閉鎖が重要であることから、高潮による被害が想定される場合に点検を実施することとし、その判断については各所管本課と協議して決定する。

※2 津波注意報及び波浪警報が発表され、海面の変化による被害が見込まれる場合に点検を実施することとし、その判断については各所管本課と協議して決定する。

表 5.2 水門・陸閘等の設備の臨時点検項目例

区分	点検位置	点検内容
管理運転	開閉装置注1)	前回点検時と比較して負荷なく開閉操作ができるか
		締め付け作業ができ、水密性が確保されているか
目 視	扉体・戸当り	扉体やガイドレール等に損傷や劣化等が発生していないか
		レール、戸溝にゴミや土砂等が堆積していないか
	その他	水路内に土砂・流下物の堆積や異常な植物繁茂等によって閉鎖時の支障や排水機能が阻害されていないか

注 1) 架台基礎ボルトについては、過去に引抜き事故が発生していることから、地震発生後においては必ず緩み、脱落を確認すること。

5－2 定期点検

長寿命化計画に基づき、構造全体の健全度を把握するため定期点検を実施する。

土木構造物の実施間隔は、5年に1回を基本とするが、東日本大震災からの復旧・復興事業により施設が整備され、巡視（パトロール）により損傷が確認されていないことから5年間の巡視結果を基に変状が確認された場合には、専門家の評価を受け、実施の可否について判断する。

表 5.3 施設ごとの点検の種類と頻度

点検種類	堤防・護岸等 離岸堤等	水門・陸閘等		
		土木構造物部分	設備部分	
			一般点検設備	簡易点検設備
一次点検	1回/5年程度	1回/5年程度	—	—
二次点検	一次点検の結果を踏まえて実施	一次点検の結果を踏まえて実施	—	—
管理運転点検	—	—	1回/月	数回/年
年点検	—	—	1回/年	

5－3 健全度評価

（1）土木構造物の評価

変状ランクは、土木構造物を対象にスパン・構造物毎に、対象施設の劣化や被災による変状が部位・部材の性能に及ぼす影響について、a、b、c、dランクで評価する。

健全度評価は、土木構造物を対象に一定区間毎に、変状及び変状ランクを踏まえ、対象施設の防護機能について、A、B、C、Dランクで総合的に評価する。

※1 法線が変わっている箇所、断面が変わっている箇所等を境として設定した区間。

※2 構造目地等を境として設定した区間。（1スパンは10m程度）

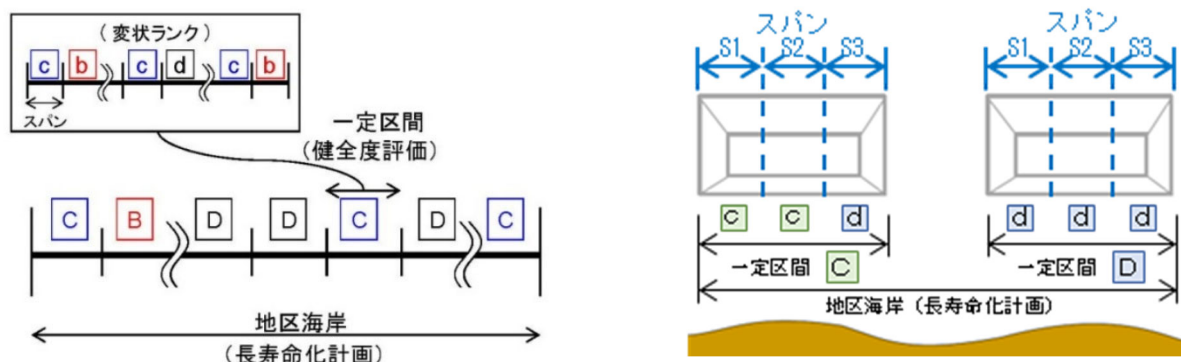


図 5.4 一定区間とスパンのイメージ
（左図：堤防・護岸等、右図：離岸堤等）

表 5.5 土木構造物の健全度評価における変状の程度

健全度		変状の程度
A ランク	措置段階	施設に大きな変状が発生し、そのままでは天端高や安全性が確保されないなど、施設の防護機能に対して直接的に影響が出るほど、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じている。
B ランク	予防保全段階	沈下やひび割れが生じているなど、堤防・護岸等の防護機能に対する影響につながる程度の変状が発生し、施設を構成する部位・部材の性能低下が生じている。
C ランク	要監視段階	施設の防護機能に影響を及ぼすほどの変状は生じていないが、変状が進展する可能性がある。
D ランク	異常なし	変状が発生しておらず、施設の防護機能は当面低下しない。

<変状事例>

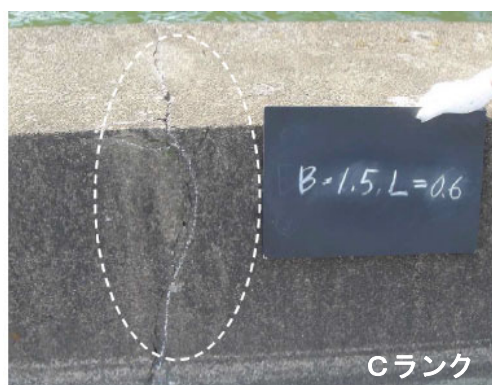
【堤防・護岸等のひび割れ】



部材背面まで達するひび割れ・亀裂(幅 5mm 程度以上)



複数方向に幅数 mm 程度のひび割れ



1 方向に幅数 mm 程度のひび割れ



1 mm 程度のひび割れかひび割れが生じていない

(2) 水門・陸閘等の設備の評価

水門・陸閘等の設備の構成要素である機器等の物理的耐用限界を把握するため、当該機器等の健全度評価を行うものとする。

表 5.6 点検結果及び経過年数による健全度の評価内容

健全度の評価	状態	健全度の評価指標	
		傾向管理が可能なもの	傾向管理が不可能なもの
× (措置段階)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じており、緊急に措置（整備・取替・更新）が必要な状態	設備・装置・機器・部品の機能が低下あるいは停止もしくは運用不可能である場合	
△ 1 (予防保全段階)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じる可能性があり、予防保全の観点から早急に措置（整備・更新・取替）を行うべき状態	1 点検の結果、計測値が予防保全値を超過している場合 2 点検により早急に措置を行うべきと評価した場合	1 点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、臭覚によって異常が確認でき、かつ次の条件のいずれかに該当するもの ①早急に措置を行うべきと評価した場合 ②建設や整備・更新後間もない運用初期にある場合 ③通常の運用を継続すると故障を起こす可能性が高いと判断した場合 2 経過年数が平均の取替・更新の標準年数以上である場合
△ 2 (予防保全計画段階)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが、2～3年以内に措置（整備・更新・取替）を行うことが望ましい状態	1 点検の結果、計測値が注意値を超え、予防保全値以下の場合 2 点検により、2～3年以内に措置を行うことが望ましいと評価した場合	1 点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、臭覚によって異常が確認でき、かつ次の条件のいずれかに該当するもの ①2～3年以内に措置を行うことが望ましいと評価した場合 ②異常の原因が特定できており長期の使用に問題があると判断した場合 2 経過年数が平均の取替・更新の標準年数近傍（2～3年前）である場合
△ 3 (要監視段階)	点検の結果、設備・装置・機器・部品の機能に支障が生じていないが状態の経過観察が必要な状態	点検の結果、計測値が異常傾向を示しているが注意値以下の場合	点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、臭覚によって異常が確認できるが、過去の点検結果などから継続使用が可能と判断できる場合
○ (健全)	点検の結果、設備・機器・部品の機能に支障が生じていない状態	点検の結果、計測値が正常値である	点検の結果、目視、触診・指触、聴診・聴覚、臭覚によって異常が認められない場合

注1) 管理運転点検・年点検において、目視・指触・聴覚等による点検項目に関しては、異常が確認された時点で計測項目を適切に設定し管理することを基本とする。

注2) △1及び△2の評価指標における「平均の取替・更新の標準年数」は、固有の年数を定めている場合は当該年数により評価する。

注3) 健全度の評価△1～△3の整理を対象とするが、本表では点検時に判定する×と○を参考として併記した。

一般点検設備を含む水門・陸閘等については、土木構造物部分と設備部分の健全度評価から総合的健全度評価を実施する。

地区海岸

一般点検設備を含む一定区間

土木構造物 部分:C

設備部分:Δ1

堤防・護岸等

健全度評価 D

総合的健全度評価 B*

簡易点検設備を含む一定区間

土木構造物 部分:C

設備部分:○

健全度評価 C*

総合的健全度評価



総合的健全度評価		評価基準
A *	措置段階	機能に支障が生じており、補修または更新等の対策が必要な状態
B *	予防保全段階	機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態
C *	要監視段階	機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態
D *	異常なし	異常なし

設備部分の 評価 土木構造物 部分の評価	×	△ 1	△ 2	△ 3	○
	措置段階	予防保全 段階	予防保全 計画段階	要監視 段階	異常なし
A 措置段階	A *	A *	A *	A *	A *
B 予防保全段階	A *	B *	B *	B *	B *
C 要監視段階	A *	B *	B *	C *	C *
D 異常なし	A *	B *	B *	C *	D *

【附属資料】

1 海岸保全施設の内訳及び健全度評価結果について

海岸保全施設長寿命化計画は、県が管理する建設海岸 8 1 地区海岸のうち、海岸保全施設がある 7 1 地区海岸（うち沖合施設のみを有する海岸は 4 地区海岸）で策定している。海岸保全施設ごとの内訳は表－1、健全度評価の結果は表－2 のとおりである。

表－1：建設海岸における海岸保全施設の内訳（R8.3 時点）

施設 種別	陸上施設		沖合施設				合計
	堤防、護岸、 胸壁	水門、陸閘、 樋門、樋管	離岸堤	人工リーフ	突堤 ヘッドランド	砂浜	
施設数	67 海岸	169 基	34 基	9 基	14 基	0	293

表－2：海岸保全施設における健全度評価結果（R8.3 時点）

施設種別	健全度評価			
	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク
堤防・護岸等	0	0	0	67(100%)
水門・陸閘等	0	0	0	169(100%)
沖合施設	0	0	43(75.4%)	14(24.6%)
合計	0	0	43(14.7%)	250(85.3%)

※堤防・護岸等は地区海岸数、水門・陸閘等及び沖合施設は施設数とする。

※施設毎の結果については、附属資料 3 頁以降に記載する。

2 対策における基本方針（優先順位の考え方）

予防保全型の維持管理は、対象施設の健全度が B 又は C ランクと評価された場合に対策を行うものであるが、所定の防護機能が確保されていない健全度が A ランクと評価された施設について優先的に対策を実施する。

また、同じ健全度でも背後地の状況や予算の制約等も踏まえ、効果的・効率的な対策を実施する。

なお、水門・陸閘等の自動化・遠隔化に必要な統制局及び被制御局施設に設置されている遠隔監視制御装置等の電気設備については、耐用年数を考慮した時間計画保全による更新を適切に実施する必要がある。これらの電気設備の計画的な取替・更新が行われない場合、要求される機能及び信頼性を確保できなくなるおそれがあるため、水門・陸閘等の確実な開閉操作を担保する観点から、電気設備について時間計画保全に基づく取替・更新を計画的に実施するものとする。

3 水門・陸閘等設備の中長期計画の策定（５０年間：令和８年～令和５７年）

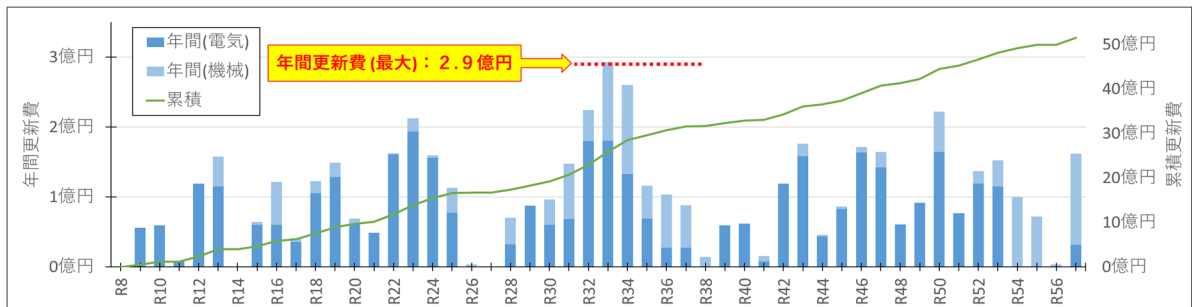
土木構造物については、震災復旧・復興事業等により整備後の経過年数が比較的短いことから、当面、本格的な更新は不要と見込まれる。

一方、水門・陸閘等の設備については、土木構造物に比べて耐用年数が短いため、時間計画保全※に基づき、計画的に更新を進める必要がある。

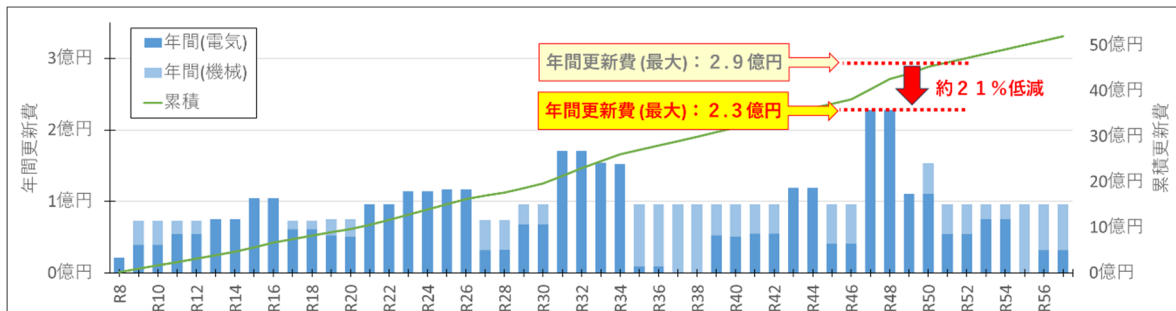
今後は、更新時期の平準化を図ることにより、単年度更新費の最大額を約２．９億円から約２．３億円へと約２１％の低減を図ることが可能となる。なお、今後５０年間の更新費用は、総額で約５２億円となる見込みである。

※時間計画保全とは、設備の耐用年数等に基づき更新時期をあらかじめ設定し、計画的に更新する保全方式であり、施設機能の確保に加え維持管理費の平準化を図るもの。

<図－１：水門・陸閘等の設備の更新費（平準化前：R8.3時点）>



<図－２：水門・陸閘等の設備の更新費（平準化後：R8.3時点）>



建設海岸一覧表【堤防・護岸】（１／２）

沿岸名 (大分類)	海岸名 (中分類)	地区海岸 (小分類)		地先海岸 (少分類2)	個別施設計画 (点検対象)	竣工年	施設天端高 (T. Pm)		堤防・護岸の 概況施設延長	堤防・護岸等の 健全度	備考
										初回点検	
三陸南海岸	唐桑海岸	1	荒谷前		○	2016	11.3		217	D	
		2	稲村浜		○	2018	4.5		238	D	
		3	後馬場		○	2016	11.3		230	D	
		4	小滝浜		施設なし						
		5	高石浜		○	2017	4.5		122	D	
		6	栃浜		対象外					—	沖合施設のみ
		7	田の浜		○	2020	9.9	2.0	123	D	
		8	藤浜		対象外					—	沖合施設のみ
		9	西舞根	西舞根貝浜	○	2017	3.2		268	D	
		10		日向貝	○	2017	3.2		285	D	
	気仙沼海岸	11	片浜		○	2018	7.2		754	D	
		12	千岩田		○	2021	7.2		357	D	
		13	台ノ沢		○	2018	7.2		283	D	
		14	最知		○	2018	7.2		732	D	
		15	波路上	岩井崎	○	2017	9.8	7.2	338	D	
		16	杉の下		○	2020	9.8		20	D	
		17	大島	亀山磯草	○	2021	7.2	3.0	1,031	D	
		18	大島	磯草	○	2015	7.0	3.0	242	D	
		19	大島	高井浜大向	○	2021	7.0	4.5	1,100	D	
		20	大島	大初平	施設なし						
		21	大島	中沢	○	2017	7.0	4.5	716	D	
		22	大島	田中浜	対象外					—	沖合施設のみ
	本吉海岸	23	沖ノ田		○	2016	9.8		187	D	
		24	大谷		○	2021	9.8	3.3	782	D	
		25	大谷沼尻		施設なし						
		26	中島		○	2021	14.7		935	D	
		27	今朝磯		施設なし						
	歌津海岸	28	長須賀		○	2021	8.7		676	D	
		29	館浜		○	2017	8.7		450	D	
		30	寄木		施設なし						
		31	葦の浜		施設なし						
	志津川海岸	32	権現		施設なし						
		33	荒砥		○	2021	8.7		386	D	
		34	黒崎		○	2016	8.7	5.2	325	D	
		35	水戸辺		○	2018	7.3		71	D	
		36	戸倉		○	2018	8.7		610	D	
		37	波伝谷		○	2015	4.5		110	D	
		38	寺浜		施設なし						
	北上海岸	39	白浜		○	2021	8.4		1,251	D	
		40	長堤屋・立神		○	2021	8.4		508	D	
	河北海岸	41	横須賀		○	2019	8.4		613	D	
		42	大谷川		○	2021	9.1		462	D	
		43	谷川		○	2019	9.1		252	D	
		44	山島		施設なし						
	牡鹿海岸	45	大原		○	2020	6.0		395	D	
		46	清水田		○	2020	6.0		685	D	
		47	網地島	長渡	○	2012	6.0		60	D	
		48		根組	○	2015	6.0		113	D	
		49		網地	○	2014	6.0		52	D	
		50		釜ノ間	○	2018	6.0		14	D	
	女川海岸	51	万石浦	安住	○	2014	2.6		539	D	
		52		大沢	○	2014	2.6		375	D	
		53		浦宿	○	2015	2.6		282	D	
		54		針浜	○	2015	2.6		997	D	
		55		猪落	○	2014	2.6		199	D	
	石巻海岸	56	東侍浜		○	2015	6.0		204	D	
		57	万石浦	折立	○	2014	2.6		731	D	
		58	石巻長浜		○	2015	7.2		970	D	
	矢本海岸	59	田代島	仁斗田	○	2020	6.0		177	D	
		60	大曲		○	2017	7.2		1,031	D	

建設海岸一覧表【堤防・護岸】(2／2)											
沿岸名 (大分類)	海岸名 (中分類)	地区海岸 (小分類)		地先海岸 (少分類2)	個別施設計画 (点検対象)	竣工年	施設天端高 (T.Pm)		堤防・護岸の 概況施設延長	堤防・護岸等の 健全度	備考
										初回点検	
仙台湾沿岸	鳴瀬海岸	61	浜市		対象外					－	沖合施設のみ
		62	東名	州崎	○	2021	7.2		2,887	D	
		63		東名	○	2017	4.3		1,813	D	
		64		長浜	○	2018	4.3		990	D	
		65		長石	○	2021	4.3		330	D	
		66	大東	○	2016	4.3		346	D		
	松島海岸	67	宮戸	鯛ヶ淵	○	2017	3.1		88	D	
		68	銭神		施設なし						
	七ヶ浜海岸	69	小白浜		○	2016	3.3		635	D	
		70	花淵浜		○	2019	6.8		268	D	
		71	菖蒲田		○	2018	6.8		1,706	D	
		72	松ヶ浜第二		○	2017	6.2		109	D	
	塩釜海岸	73	松ヶ浜		○	2017	6.8		371	D	
		74	野々島	野々島	○	2021	2.1	2.0	796	D	
		75		毛無崎	○	2020	3.3		42	D	
		76	朴島	○	2021	3.1	2.0	421	D		
		77	浦戸	野々島	○	2016	4.3	2.0	570	D	
		78		朴島	○	2021	3.3		402	D	
仙台海岸	79	深沼		○	2017	7.2		7,937	D		
名取海岸	80	関上・北釜		○	2016	7.2		3,980	D		
岩沼海岸	81	相ノ釜納屋		○	2016	7.2		9,163	D	納屋地区海岸のみ直轄	
山元海岸	82	山元		対象外	2017	7.2		7,787		直轄海岸	
合計					67	－	－	－	62,139		

建設海岸一覽表【水門・陸閘等】(1/2)

沿岸名 (大分類)	海岸名 (中分類)	地区海岸 (小分類)		地先海岸 (少分類2)	水門・陸閘等の 健全度	水門・樋門 ・開門等 (箇所)	陸閘 (箇所)	自動化遠隔化	備考
					初回点検				
三陸南海岸	唐桑海岸	1	荒谷前		D	1			
		2	稲村浜		D	1	2		
		3	後馬場		D	2			
		4	小滝浜						
		5	高石浜		D	1			
		6	栃浜		—				
		7	田の浜		D	2			
		8	藤浜		—				
		9	西舞根	西舞根貝浜	D	2	1		
		10		日向貝	D	4	2		
	気仙沼海岸	11	片浜		D	6			
		12	千岩田		D	1			
		13	台ノ沢		D	2			
		14	最知		D	1			
		15	波路上	岩井崎	—				
		16	杉の下		D	1			
		17	大島	亀山磯草	D	12	9	○	
		18	大島	磯草	D	1			
		19	大島	高井浜大向	D	4	1		
		20	大島	大初平					
		21	大島	中沢	D	5	1		
		22	大島	田中浜	—				
	本吉海岸	23	沖ノ田		D	2			
		24	大谷		D	2			
		25	大谷沼尻						
		26	中島		D	2			
		27	今朝磯						
	歌津海岸	28	長須賀		D	3		○	
		29	館浜		D	3			
		30	寄木						
		31	葦の浜						
	志津川海岸	32	権現						
		33	荒砥		D	2			
		34	黒崎		D	1			
		35	水戸辺		—				
		36	戸倉		D	2			
		37	波伝谷		D	2			
		38	寺浜						
	北上海岸	39	白浜		D	4		○	
		40	長塩屋・立神		D	2		○	
	河北海岸	41	横須賀		—				
	牡鹿海岸	42	大谷川		D	2		○	
		43	谷川		D	1		○	
		44	山鳥						
		45	大原		D	2			
		46	清水田		D	3		○	
		47	網地島	長渡	—				
		48		根組	—				
		49		網地	—				
		50		釜ノ間	—				

建設海岸一覧表【水門・陸閘等】(2/2)

沿岸名 (大分類)	海岸名 (中分類)	地区海岸 (小分類)		地先海岸 (少分類2)	水門・陸閘等の 健全度	水門・樋門 ・閘門等 (箇所)	陸閘 (箇所)	自動化遠隔化	備考
					初回点検				
仙台湾沿岸	女川海岸	51	万石浦	安住	D	1	1		
		52		大沢	D	6			
		53		浦宿	D	4			
		54		針浜	D	13			
		55		猪落	D	2			
	石巻海岸	56	東俵浜		D	3			
		57	万石浦	折立	D	3	2		
		58	石巻長浜		—				
		59	田代島	仁斗田	D	2			
	矢本海岸	60	大曲		—				
	鳴瀬海岸	61	浜市		—				
		62	東名	州崎	—				
		63		東名	D	1		○	
		64		長浜	—				
		65		長石	—				
		66		大東	—				
		67	宮戸	鰐ヶ淵	D	2			
	松島海岸	68	銭神						
		69	小白浜		D	3			
	七ヶ浜海岸	70	花瀬浜		D	2			
		71	菖蒲田		D	3			
		72	松ヶ浜第二		—				
		73	松ヶ浜		D	2			
	塩釜海岸	74	野々島	野々島	D	5	7		
		75		毛無崎	D		1		
		76		朴島	D	3			
		77	浦戸	野々島	D	2			
		78		朴島	D	3	3		
	仙台海岸	79	深沼		—				
	名取海岸	80	関上・北釜		—				
	岩沼海岸	81	相ノ釜納屋		—				納屋地区海岸のみ直轄
	山元海岸	82	山元						直轄海岸
合計					—	139	30	8	

建設海沿岸一覽表【沖合施設】(1/2)

[illegible]

建設海岸一覽表【沖合施設】(2/2)

沿岸名 (大分類)	海岸名 (中分類)	地区海岸 (小分類)	地先海岸 (少分類2)	竣工年 (浮台施設)	沖台施設の 設置年度																			沖台施設 (箇所)	備考
					初回点検																				
					離岸堤1	離岸堤2	離岸堤3	離岸堤4	離岸堤5	離岸堤6	突進1	突進2	突進3	突進4	消波堤1	消波堤2	人エロープ1	人エロープ2	人エロープ3	人エロープ4	人エロープ5	燈台欄			
仙台湾沿岸	女川海岸	47	長渡																						
		48	根組																						
		49	網地																						
		50	釜ノ間																						
		51	安住																						
	女川海岸	52	大沢																						
		53	石石浦																						
		54	洲留																						
	女川海岸	55	針浜																						
		56	猪落																						
	石巻海岸	57	東仙浜																						
		58	折立																						
59		田代島																							
矢本海岸	60	文曲			2014																		4		
	61	浜作			2012																		4 沖台施設のみ		
鳴瀬海岸	62	州崎																							
	63	車名																							
	64	長名																							
	65	長石																							
	66	大東																							
	67	宮戸																							
松島海岸	68	鼓神																							
	69	小戸浜																							
七ヶ浜海岸	70	花淵浜			1981	C	C																2		
	71	黒瀬田			2005	C	C																12		
	72	松ヶ浜第二			1983	C	C	C															3		
	73	松ヶ浜			1993	C	C																2		
	74	野々島																							
塩釜海岸	75	野々島																							
	76	毛無崎																							
	77	朴島																							
	78	野々島																							
仙台海岸	79	浦戸																							
	80	山元			2016	C	C	C	C	C	C												6		
	81	名取海岸																							
山元海岸	82	山元																							
	合計	12	9	5	3	3	2	7	4	2	1	1	1	2	2	2	1	1	0				72 棟根灯、灯台欄含む 重輪海岸		